



○見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項

- 1 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
- 2 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
- 3 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第一条の目的に沿うよう行う。

離島指定基準見直し案について②

ア 外海離島指定基準

1. 外海に面する島(群島、列島、諸島を含む。)であること。
2. 本土との間の交通が不安定であること。
3. 島民の生活が強く本土に依存していること。
4. 一カ町村以上の行政区画を有する島であること。
5. ~~前4項の条件を具備した島であって法第一条の目的を速やかに達成する必要があること。~~
5. 指定について要望のあるもの。

ア' 外海離島指定基準第4項に対する緩和基準

一カ町村以上の行政区画を有する島でない場合でも、下記の条件を具備する島は、上記アの外海離島指定基準第4項を満たすものとする。

1. 本土との最短航路距離がおおむね5 km以上であるもの 又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。
2. 人口おおむね50400人以上であるもの。
3. ~~指定について要望のあるもの。~~

イ 内海・内水面離島指定基準

1. 本土との最短航路距離がおおむね540 km以上 ~~であるもの。~~ であり、かつ、
2. ~~定期航路の寄港回数が1日おおむね63回以下であるもの~~ 又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。
2. 人口おおむね50400人以上であるもの。
3. 指定について要望のあるもの。
4. ~~前三項の条件を具備した島であって、法第一条の目的を速やかに達成する必要があるもの。~~
注)二つ以上の島が、同一市町村に属する場合又は群島、諸島のごとく、類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して指定することができる。

離島指定基準見直し案について③

ウ 離島一部地域指定基準

外海又は内海島しょのうち、その一部に下記の条件を具備する地域を有する場合には、当該地域を離島振興対策実施地域に指定するものとする。

1. 本土との最短航路距離が、~~外海の島しょにおいては、~~おおむね5 km以上 であり、かつ、内海の島しょにおいては、おおむね10 km以上あるもの。
2. ~~定期航路の寄港回数が1日おおむね63回以下であるもの~~ 又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。
2. 主要定期乗合自動車の運航回数が、1日おおむね3回以下であるもの。
3. 指定について要望のあるもの。
5. ~~前4項の条件をそれぞれ具備した地域であって、後進性が著しく法第一条の目的を速やかに達成する必要があるもの。~~

注) 一部地域指定に際しては、原則として市町村界(旧市町村界を含む)若しくは、明瞭な地形又は見透し線等をもって境界線とする。

エ 指定にあたっての留意事項

原則として、人口については直近の国勢調査結果によることとし、人口減少率については直近10年間の同調査結果により算出する。

なお、二つ以上の島が、同一市町村に属する場合又は群島、諸島のごとく、類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して同一の地域として指定することができる。この場合、人口及び人口減少率は、一括して指定した地域全体のものを用いる。

○見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項

- 1 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
- 2 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
- 3 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第一条の目的に沿うよう行う。